

国立市保育の必要性の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市保育の必要性の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例
案

国立市保育の必要性の認定の基準に関する条例（平成 26 年 10 月国立市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第 19 条第 2 号又は第 3 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。